

2面のつづき

生涯学習の振興と充実



生涯学習の振興につきましては、人生100年時代と言われる中、生涯にわたり、健康で生きがいを持って生活するために、様々な学びを行うことが重要であります。中央公民館

をはじめとする生涯学習の関係施設におきましては、引き続き、各種の講座や催し物を実施するとともに、特に60歳以上の方を対象に実施している寿大学につきましては、ICTを有効に活用するなど、より多くの方が参加できる取組についても検討を進めてまいります。

また、本市には、様々な文化財が存在しており、各地域には、お囃子、獅子舞、歌舞伎などの伝統芸能が承継されております。これらの伝統芸能をはじめ、様々な文化財について、より多くの情報を発信するとともに、活用と保存、さらに、これに対する必要な支援に取り組んでまいります。

市民の学びと交流の拠点となっている図書館につきましては、年齢を問わず、多くの市民に利用されております。引き続き、「いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用

できる図書館」づくりに取り組んでまいります。

特に、幼い時期から本を通じ、ふれあいの時間を持つことは、子どもの心の成長を促すための基礎となりますので、「第4次あきる野市子ども読書活動推進計画」の下、乳幼児期からの読書習慣の形成に取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、「第2次あきる野市スポーツ推進計画」に基づき、基本理念として掲げた「みんなでつくろう スポーツ都市あきる野」の実現に向け、誰もが身近でかつ気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに、市民、関係する組織や団体などと連携・協働して取り組んでまいります。

クラブ活動の環境整備に向けた準備を進めてまいります。

以上、令和5年度の主要な施策について述べさせていただきましたが、全ての市民が生涯にわたって学ぶことのできる本市の教育行政を目指し、市長部局と連携して進めてまいりますと考えておりますので、議員各位、並びに市民の皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

青少年の健全育成



次世代を担う青少年の健全育成は、社会全体の責務であります。引き続き、青少年健全育成の中核組織である青少年健全育成地区委員会をはじめ、各種団体や関係機関の活動を支援してまいります。また、子どもたちが、安心して過ごせる放課後の居場所づくりとして実施しております放課後子ども教室につきましては、増戸小学校への令和5年度中の開設に向け、準備を進めてまいります。

さらに、本市の中学生が、学校部活動と並行し、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる新たな地域ク

新型コロナウイルスワクチン接種情報

○予約なし接種は3月で終了します

市役所で実施する夜間接種(午後6時30分~7時30分)では、オミクロン株対応ワクチンの予約なし接種を実施しています。希望される方は、接種実施日の午後7時15分までに会場にお越しください。

○持ち物

- ①本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)
②接種券(持参できない場合は会場で再発行します。)

○その他

- 予約者優先のため接種まで時間がかかる場合があります。
●前回接種から3か月経過している必要があります。
●通常の予約も受け付けしています。(インターネット:2日前まで予約可 電話:接種当日まで予約可)

○今後の接種について

国は、小児を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種の実施や、4月以降のワクチン接種の実施について検討を進めています(3月6日時点)。正式に決定次第、詳細をお知らせします。最新情報は、市ホームページでご確認ください。

~市役所で実施する夜間接種~

Table with columns: 対象者, 3~5回目接種者, 初回接種者. Rows include dates (3月17日, 3月24日, 3月30日) and vaccine types (ファイザー社製, モデルナ社製).

○予約・問合せ

あきる野市新型コロナウイルスワクチン接種

コールセンター
市ホームページ

(平日) 午前8時30分~午後8時
(土曜・日曜日、祝日) 午前8時30分~午後5時15分
☎0120-567-205 (フリーダイヤル)



表1 特別児童扶養手当額(月額)

Table with columns: 区分, 3月分まで, 4月分から. Rows include 特別児童扶養手当1級 and 特別児童扶養手当2級.

表2 児童扶養手当額(月額)

Table with columns: 区分, 3月分まで, 4月分から. Rows include 全部支給, 一部支給, 第2子加算, 第3子以降加算.

特別児童扶養手当と児童扶養手当額の改定
特別児童扶養手当(20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している方が対象)と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母または父などが対象)の手当額が2022年の物価変動率(+2.5%)に基づき、4月分から表1、表2のとおり変更になります。
▽問合せ 子ども政策課子ども政策係